

離婚届(協議離婚)記入例

- ・届出できるところ・・・夫婦の本籍地、届出人の所在地
 - ・必要なもの・・・届書を持参された方の本人確認をしますので、運転免許証、マイナンバーカード等が必要です。
 - ・その他・・・・・・引き続き、離婚前の氏を名乗る場合は、離婚届と同時に又は3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸77条の2項の届)」の提出が必要です。
- 離婚により戸籍を移した母(または父)の戸籍に子を入籍させるには家庭裁判所の許可を得たうえで母(または父)の氏を称する「入籍届」が必要です。

・転出届をしていても、転入届をされていない場合は、転入前の住所を記入して下さい。

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が婚姻中の場合は母の氏は不要です。
・養父母がいる場合は養父母欄に養父母の名前を記入して下さい。

・もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるかを決めます。
・もどる戸籍が除籍になっている場合は、戻れません。
・新戸籍をつくる場合は、現在ある土地の地番又は住居表示の街区番号までです。
・離婚届と同時に戸77条の2の届出をされる場合は記入しないで下さい。

・未成年の子がいる場合は、親権を定め記入して下さい。

離婚届

令和 6年 4月 23日 届出

兵庫県朝来市長 殿

受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
送 付 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(フ リ ガ ナ)	夫	アサゴ	セイジ	妻	アサゴ	ハナコ	
氏 名	朝来	正 治	朝来	花 子			
生 年 月 日	昭和 62 年 8 月 3 日			平成 元 年 10 月 24 日			
住 所	▶ 朝来市和田山町東谷			朝来市和田山町東谷			
	213 (番地) 1 番 号			213 (番地) 1 番 号			
	世帯主の氏名 朝来 正 治			世帯主の氏名 朝来 正 治			
本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	朝来市和田山町東谷213 (番地) 1 番						
	筆頭者の氏名 朝来 正 治						
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄		夫の父 朝来 一郎	続き柄 長 男	妻の父 和田山 和夫	続き柄 二 女	
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	養父		続き柄		養父	続き柄	
	養母		養 子		養 女		
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 審判 年 月 日確定			☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 判決 年 月 日確定			
離婚前の氏に	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 ☒ 新しい戸籍をつくる						
もどる者の本籍	朝来市和田山町和田山123 (番地) 番 筆頭者の氏名 和田山 花子						
未 成 年 の 子 の 氏 名	父母双方が親権を行う子						
	父(夫)が親権を行う子 朝来 元太						
	母(妻)が親権を行う子 朝来 歩美						
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子							
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください	夫			妻			
	☐ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。			☐ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。			
事 件 簿 番 号	住 定 年 月 日			夫	年 月 日	妻	年 月 日
・昼間に連絡がとれるところ。 ・携帯番号でも結構です。				連絡先 電話(123) 4567 番 自宅・勤務先・呼出 方			

・届出人がそれぞれ署名して下さい。

・外国人の場合は、氏名は原則として本国名(語)、
・生年月日は西暦、本籍は国名を記入して下さい。

・2名以上の成年の証人が必要です。

・未成年の子の親権、
養育費等について
あてはまるものに
しるしをつけてください。
・しるしのない届書は
受理できません。

同居の期間	平成 25 年 4 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき)	
別居する前の住所	番 地 番 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
	☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	☐ 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
	☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	(国勢調査の年・・・ 年・・・の4月1日から翌年3月31日まで届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 朝来 正 治 印	妻 朝来 花子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	鈴木 太郎 印	鈴木 礼子 印
	昭和 49 年 3 月 19 日	昭和 52 年 1 月 8 日
住 所	朝来市和田山町和田山 789 番地 1 番 号	左に同じ 番地 番 号
	朝来市和田山町和田山 789 番地 1 番 号	左に同じ 番地 番 号

未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☐取決めをしている。 ☐取決めをしていない。

子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一概が全て行うとの取決めをしている場合も「取り決めている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

☐取決めをしている。 ☐取決めをしていない。

親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に属しません)がいる場合は、つぎの口をあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

☐取決めをしている。

☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。